

別表 [FENICSBiznessIPネットワークサービス ADSL接続サービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENICSBiznessIPネットワークサービス用電気通信回線およびFENICSBiznessIPネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域IPネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 別途甲と乙の間において「FENICSBiznessIPネットワークサービス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約がなされているものとします。
 (2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、基本サービスに加え、下記(2)の接続サービスを利用できるようにするためにFENICSBiznessIPネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSBiznessIPネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。なお、アクセス回線については、乙が他の電気通信事業者その他のアクセス回線提供者と契約するものとし、当該アクセス回線は乙の単独名義の回線とします。

(2) 接続サービス

乙は、ADSLをアクセス回線として、本ネットワークサービスの全部または一部を継続的に提供します。

| 品目 | 内容 |
|-------------|---|
| ADSL 12Mbps | 甲設備への伝送方向については最大12Mbpsまで、甲設備からの伝送方向については1Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス |

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害受付時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害受付時間帯に準ずるものとします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害対応時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

| 品名 | 型名 | 備考 | 支払種別 | 単位 |
|-----------------|----------|-------------|------------|----|
| ビジネスIP ADSL 初期費 | NS31060S | ADSL 12Mbps | 従量料金制（一括払） | 回線 |
| ビジネスIP ADSL 接続料 | NS31060G | ADSL 12Mbps | 従量料金制（月額払） | 回線 |

[変更内容]

(2011年6月13日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

| 略称 | 名称 |
|------|------------------------------------|
| ADSL | Asymmetric Digital Subscriber Line |
| IP | Internet Protocol |
| Mbps | mega bits per second |

以上